［項を削る。］

6　学校体験活動推進専門官は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における体験活動に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（総合教育政策局及び特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

7　［略］

（幼児教育企画官、幼児教育調査官、子育て支援指導官及び教科調査官）

第二十七条　幼児教育課に、幼児教育企画官、幼児教育調査官、子育て支援指導官及び教科調査官それぞれ一人を置く。

2～5　［略］

6　教科調査官は、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

（特別支援教育企画官及び特別支援教育調査官）

第二十八条　特別支援教育課に、特別支援教育企画官一人及び特別支援教育調査官八人を置く。

2　［略］

3　特別支援教育調査官は、命を受けて、教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

10　教科調査官は、命を受けて、産業教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

11　学校体験活動推進専門官は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における体験活動に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（特別支援教育課及び国際教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

12　［略］

（幼児教育企画官、幼児教育調査官、子育て支援指導官及び教科調査官）

第二十七条　幼児教育課に、幼児教育企画官、幼児教育調査官、子育て支援指導官及び教科調査官それぞれ一人を置く。

2～5　［略］

6　教科調査官は、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

（特別支援教育企画官及び特別支援教育調査官）

第二十八条　特別支援教育課に、特別支援教育企画官一人及び特別支援教育調査官八人を置く。

2　［略］

3　特別支援教育調査官は、命を受けて、教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

（情報教育振興室及び外国語教育推進室）

第二十九条　情報教育・外国語教育課に、情報教育振興室及び外国語教育推進室を置く。

2　情報教育振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園における情報教育（次号、第六号及び第七号において単に「情報教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

二　情報教育の基準の設定に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

三　視聴覚教育に関する連絡調整に関すること。

四　学校教育における視聴覚教育メディアの利用に関すること（高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

五　中学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における情報教育の振興に関する援助及び助言に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

六　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、情報教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

七　教育関係職員その他の関係者に対し、情報教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

（外国語教育推進室並びに国際理解教育専門官、海外子女教育専門官、外国人児童生徒教育専門官及び日本語指導調査官）

第二十九条　国際教育課に、外国語教育推進室並びに国際理解教育専門官、海外子女教育専門官、外国人児童生徒教育専門官及び日本語指導調査官それぞれ一人を置く。

［項を加える。］